

妊婦のための支援給付

こんな事業です

天草市の全ての妊婦さん、子育て家庭の方が、安心して出産・子育てができるように相談をお受けします。また、必要な支援やサービスにつなぐとともに、妊婦支援給付金（現金または電子商品券天草のさりー）を支給し、子育てを応援します。

対象になる方

- ① 令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦
- ② 令和7年4月1日以降に出産した産婦
（※流産・死産・人工妊娠中絶も含む）



事業のながれ

妊娠届出

- ・妊娠届出時に市の保健師が面談を実施します。
- ・面談の際に、妊婦支援給付金（1回目）支給申請書とアンケートの回答を提出した方に対し、妊婦支援給付金（妊婦1人あたり現金または電子商品券天草のさりー5万円分）を支給します。

妊娠
8か月頃

- ・妊婦さん全員へご連絡をとり、子宝島あまくさ助産師会の助産師が面談を行います。（市の保健師が対応することもあります）

乳児家庭
全戸訪問

- ・産後4か月までに、お子さんが生まれた全てのご家庭に市の保健師もしくは乳児訪問員が訪問します。
- ・訪問時に、胎児の数の届出書（妊婦支援給付金（2回目）申請書）とアンケートの回答を提出した方に対し、妊婦支援給付金（妊娠した子ども1人あたり現金または電子商品券天草のさりー5万円分）を支給します。

※天草市の産婦健診を受診済みの方はアンケートの提出は不要です。



問い合わせ先

■天草市こども家庭センター【母子保健機能】

TEL：22-0404

■天草西保健福祉センター TEL：75-3301